

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成31年1～3月分)

相談の受付件数

- 平成31年1～3月の受付件数は148件。
- ブロック別の内訳は東北3件、関東87件、中部1件、近畿34件、中国8件、九州15件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(124件(元請55件、下請51件、専門工事業者4件、不明14件))。他には、発注者(11件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の約3分の1を占め、相談件数は平成30年度10～12月期とほぼ変わらなかった。うち法定福利費や標準見積書に係る問合せが19件寄せられた。また、建設業法全般(49件)に関する問合せも多く寄せられた。
 主な相談内容は具体的には次のとおり。
 ※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したものの。

<社会保険加入対策に関する情報>

【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 一人親方と契約を結ぶ際に、社会保険関係で注意すべきことを教えてほしい。(1月・下請建設業者)
- 従業員を1人も抱えていない一人親方については、**医療保険(国民健康保険等)及び年金保険(国民年金)**に加入していれば問題ない。

【法定福利費について】

- ・ 法定福利費を考慮しない額で建設工事の請負契約を締結する行為は、何か法的に問題があるのか。(1月・下請建設業者)
- 法定福利費を考慮せず請負契約を締結する行為は、**不当に低い請負代金での請負契約の締結を禁止する建設業法第19条の3に違反する恐れがある。**
- ・ 下請業者が個人事業主で従業員が4人である場合、法定福利費のうち何を考慮すればよいのか。また、その扱いは建設業の許可を持たない法人の場合はどうなるのか。(3月・元請建設業者)
- 個人事業主で常時労働者が4人以下である場合、**雇用保険のみ事業主負担が生じる。**一方、医療保険(国民健康保険等)及び年金保険(国民年金)については個人加入であるため、事業主負担は生じない。また、法人の場合は、**建設業の許可の有無にかかわらず**雇用保険、医療保険(協会けんぽ等)、年金保険(厚生年金)の事業主負担が発生する。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	4
	⑬ 建設業法全般	4 9
	⑭ 元下関係	2
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	5
	⑯ 法定福利費関係	1 9
	⑰ その他	2 7
その他	⑱ その他	4 2

※上記①～⑪、⑬、⑮～⑰に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

主な相談内容その2

【その他社会保険加入対策について】

- ・ 下請業者の社会保険加入状況は、どのような書類で確認すればよいのか。
(1月・元請建設業者)
- 工事ごとに元請業者に対して下請業者が提出を求められる施工体制台帳や作業員名簿には、社会保険の加入状況を記載する箇所があり、元請業者は、下請業者に係る社会保険加入状況について当該記載欄を確認する必要がある。また、その際には、記載事項の真正性を確保するため、下請業者の加入状況については**保険料の領収済通知書等**の写し、現場毎の各作業員の加入状況については**健康保険被保険者証、健康保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税通知書等**の提示を必要に応じて求めることができる。ただし、これらの書類の記載事項は個人情報であるため取扱いには注意してほしい。

<その他(建設業法全般に関する相談など)>

- ・ 工期の途中で、監理技術者が交代することは可能かどうか教えてほしい。
(1月・元請建設業者)
- 監理技術者は、その職務の性質上適正な施工を確保する上で重要な役割を担っている。監理技術者の交代については、真にやむを得ない理由があるなど、**必要最小限の範囲**でお願いしたい。
(監理技術者制度運用マニュアル：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)
- ・ 解体工事業の経過措置が令和元年5月31日までとなっているが、それまでに請け負った解体工事については6月以降も施工を続けてよいのか。
(2月・市役所職員)
- 令和元年6月1日以降も施工を続ける場合は、**解体工事業の許可が必要**(建設業法第2条第1項)となる。ただし、令和元年5月31日までに解体工事業の許可申請を行っている者については、当該申請に対する処分があるまで、施工が可能となる。
- ・ 建設業の許可を持たない事業者に500万円以上の工事を注文しようとする場合、分割して契約を結べば問題ないか。(2月・元請建設業者)
- **各契約の合計額で判断**(建設業法施行令第1条の2)することになるので、契約を分割して締結する場合であっても、請負代金が500万円以上になる場合は建設業の許可が必要になる。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂に係る工事設計労務情報	⑫ 新労務単価関係	4
	⑬ 建設業法全般	4 9
	⑭ 元下関係	2
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	5
	⑯ 法定福利費関係	1 9
	⑰ その他	2 7
その他	⑱ その他	4 2

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

※上記①~⑪、⑬、⑮~⑰に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)